

(1) 介護保険料基準額

・第九次（令和6～8年度）の介護サービスにかかる費用を基に算出した第1号被保険者の保険料は次のとおりです。

第九次介護保険料基準額（月額） 5,510円 （第8次 5,050円 から 460円 増）

(2) 介護保険料基準額の算定方法

① 保険料負担分相当額

保険料負担分相当額は、第九次（令和6～8年度）の給付費総額に第1号被保険者の負担率23%を乗じた額です。

第九次給付費総額 (標準給付費 + 地域支援事業費) 54,944,014千円	×	第1号被保険者 負担率 23%	=	保険料負担分 相当額 12,637,123千円
---	---	-----------------------	---	-------------------------------

② 保険料収納必要額

保険料収納必要額は、保険料負担額に国の調整交付金や基金取崩額などを調整した額です。

保険料負担分 相当額 12,637,123千円	+	調整交付金 相当額 2,679,003千円	-	調整交付金 見込額 2,865,381千円	+	市町村特別 給付費等 24,303千円
-	-	保険者機能強化推進 交付金等の交付見込額 150,000千円	-	介護給付費準備基金 取崩額 806,000千円	=	保険料収納 必要額 11,519,048千円

③ 保険料基準額（月額）

保険料基準額（月額）は、保険料収納必要額を予定収納率で調整し、被保険者一人当たりの月額に換算した額です。

保険料収納 必要額 11,519,048千円	÷	予定保険料 収納率 99.80%	÷	所得段階別補正後 被保険者数 174,551人	÷	12か月	
=	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">保険料基準額 (月額) 5,510円</td> </tr> </table>						保険料基準額 (月額) 5,510円
保険料基準額 (月額) 5,510円							

※ 年額の保険料基準額は、5,510円 × 12月 = **66,120円（第5段階）** となります。

(3) 第九次介護保険料段階

- ・第1号被保険者の介護保険料段階は、概ね国の標準13段階を基準として、さらに高所得者の負担能力に応じた保険料設定とするため、山口市では第15段階まで細分化しています。

第八次保険料段階表

第九次保険料段階表

(円)

段階	対象者	乗率	年額	
1 軽減	世帯全員が市市民税非課税 ・生活保護被保護者 ・高齢福祉年金受給者 ・本人の「課税年金収入」と「その他合計所得金額」の合計が80万円以下の方	0.50	30,300	
		0.30	18,180	
2 軽減	・本人の「課税年金収入」と「その他合計所得金額」の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.75	45,450	
		0.50	30,300	
3 軽減	・本人の「課税年金収入」と「その他合計所得金額」の合計が120万円を超える方	0.75	45,450	
		0.70	42,420	
4	本人が市市民税非課税 ・本人の「課税年金収入」と「その他合計所得金額」の合計が80万円以下の方	0.90	54,540	
5	・本人の「課税年金収入」と「その他合計所得金額」の合計が80万円を超える方	1.00	60,600	
6	本人が市市民税課税	・本人の「合計所得金額」の合計が120万円未満の方	1.20	72,720
7		・本人の「合計所得金額」の合計が120万円以上210万円未満の方	1.30	78,780
8		・本人の「合計所得金額」の合計が210万円以上320万円未満の方	1.50	90,900
9		・本人の「合計所得金額」の合計が320万円以上400万円未満の方	1.70	103,020
10		・本人の「合計所得金額」の合計が400万円以上500万円未満の方	1.80	109,080
11		・本人の「合計所得金額」の合計が500万円以上700万円未満の方	1.90	115,140
12	・本人の「合計所得金額」の合計が700万円以上の方	2.10	127,260	

段階	対象者	乗率	年額	増減額	
1 軽減	世帯全員が市市民税非課税 ・生活保護被保護者 ・高齢福祉年金受給者 ・本人の「課税年金収入」と「その他合計所得金額」の合計が80万円以下の方	0.455	30,085		
		0.285	18,845	665	
2 軽減	・本人の「課税年金収入」と「その他合計所得金額」の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.685	45,293		
		0.485	32,069	1,769	
3 軽減	・本人の「課税年金収入」と「その他合計所得金額」の合計が120万円を超える方	0.690	45,623		
		0.685	45,293	2,873	
4	本人が市市民税非課税 ・本人の「課税年金収入」と「その他合計所得金額」の合計が80万円以下の方	0.90	59,508	4,968	
5	・本人の「課税年金収入」と「その他合計所得金額」の合計が80万円を超える方	1.00	66,120	5,520	
6	本人が市市民税課税	・本人の「合計所得金額」の合計が 130万円 未満の方	1.20	79,344	6,624
7		・本人の「合計所得金額」の合計が 130万円 以上 220万円 未満の方	1.30	85,956	7,176
8		・本人の「合計所得金額」の合計が 220万円 以上 330万円 未満の方	1.50	99,180	8,280
9		・本人の「合計所得金額」の合計が 330万円 以上 420万円 未満の方	1.70	112,404	9,384
10		・本人の「合計所得金額」の合計が 420万円 以上 520万円 未満の方	1.90	125,628	16,548
11		・本人の「合計所得金額」の合計が 520万円 以上 620万円 未満の方	2.10	138,852	23,712
12		・本人の「合計所得金額」の合計が 620万円 以上 720万円 未満の方	2.30	152,076	36,936
13		・本人の「合計所得金額」の合計が 720万円 以上 820万円 未満の方	2.40	158,688	31,428
14	・本人の「合計所得金額」の合計が 820万円 以上 920万円 未満の方	2.50	165,300	38,040	
15	・本人の「合計所得金額」の合計が 920万円 以上の方	2.60	171,912	44,652	

※ 低所得者(第1段階から第3段階)の介護保険料については、公費(国1/2、県1/4、市1/4)を投入し、引き続き軽減を図ります